

一般財団法人富山陸上競技協会定款細則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 定款第 5 1 条に基づき、一般財団法人富山陸上競技協会（以下「本協会」という。）の組織運営に関する細部を規定する。

(事務局所在地)

第 2 条 本協会事務局は、富山市南中田 3 6 8 番地（富山県総合運動公園陸上競技場内）に置く。

(公益財団法人富山県体育協会等への加盟)

第 3 条 本協会は、公益財団法人富山県体育協会に富山県の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。

2 本協会は、その目的を達成するために必要なその他の団体に富山県の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。

第 2 章 加盟団体

(加盟団体)

第 4 条 本協会は、次の陸上競技団体（以下「加盟団体」という。）を持って組織する。

- (1) 富山県内各郡市陸上競技協会〔1 2 郡市〕 (以下「郡市陸協」という。)
- (2) 富山県中学校体育連盟陸上競技専門部 (以下「中体連」という。)
- (3) 富山県高等学校体育連盟陸上競技専門部 (以下「高体連」という。)
- (4) 富山県学生陸上競技連盟 (以下「学連」という。)
- (5) 富山実業団陸上競技連盟 (以下「実業団」という。)
- (6) 富山マスターズ陸上競技連盟 (以下「マスターズ」という。)

2 加盟団体は、本協会の目的に沿って各団体の陸上競技に関する事業を行う。

3 郡市陸協の名称には、「郡」、「市」を付するものとする。

(提出書類)

第 5 条 加盟団体は、本協会の要請に応じて年度末に下記の書類を提出する。

- (1) 事務所の所在地
- (2) 規約（変更があった場合）
- (3) 役員及び理事の氏名
- (4) 当該年度事業報告
- (5) 次年度事業計画

(分担金)

第6条 加盟団体は、別表1にある分担金を毎年度12月末までに本協会に納入しなければならない。

別表1 (加盟団体分担金)

区分	金額
加盟団体 (17団体)	各10,000円

第3章 評議員

(評議員の選出)

第7条 定款第13条1項に定める評議員の構成は別表2の通りとし、人数は上限とする。

- 2 加盟団体は別表に従い、本協会の評議員候補者を理事会に推薦する。
- 3 理事会は、評議員候補者を評議員選定委員会に推薦する。

別表2 (評議員の構成)

区分		団体等	人数
加盟団体	郡市陸協	新川地区 (下新川郡、黒部市、魚津市、滑川市、中新川郡)	1
		富山地区 (富山市)	1
		高岡地区 (射水市、高岡市、氷見市)	1
		砺波地区 (砺波市、南砺市、小矢部市)	1
	各団体	中体連、高体連、学連、	1
		実業団、マスターズ	1
外部委員			2
学識経験者			2
計			10

第4章 役員

(役員構成)

第8条 定款第27条及び第44条に定めるものを含めた本協会の役員の構成は、別表3の通りとし、人数は上限とする。

(理事の選出)

第9条 加盟団体は、別表3に従い本協会の理事候補者を理事会に推薦する。

- 2 理事会は、理事候補者を評議員会に推薦する。

別表3（役員の構成）

区分		人数	備考
顧問		若干名	
参与		若干名	
理事	会長	1	代表理事
	副会長	2～5	代表理事2 理事
	専務理事	1	業務執行理事
	常務理事	1～3	業務執行理事
	理事	25～30	加盟団体17 会長推薦
小計		35	
監事		2	

（代表理事）

第10条 定款第27条2項及び3項に定める代表理事は、本協会を代表する。

- 2 会長は、本協会の業務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

（参与）

第11条 本協会に、役員として参与を置くことができる。

- 2 参与は、本協会の重要事項について諮問に応じる。
- 3 参与は、加盟団体の代表者及び本協会の振興・発展に貢献のあったものの中から、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 参与の任期は4年とし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の集結のときまでとし、再任を妨げない。

（業務執行理事）

第12条 定款第27条3項及び4項に定める業務執行理事は、理事会の決議に基づき本協会の業務を執行する。

- 2 専務理事は、理事会の決議に基づき法人の業務を掌理する。
- 3 常務理事は専務理事を補佐し、専務理事事故あるときはこれを代理する。

（監事）

第13条 定款第27条1項2号に定める監事は、理事会が監事候補者を評議員会に推薦する。

（役員会費）

第14条 細則第8条に定める役員は、別表4の会費を毎年度12月末までに納めるものとする。

別表4（役員会費）金額の単位：万円

名称	金額
会 長	5
副会長	3
参 与	2
専務理事	2
常務理事	1
理事	1

（理事及び監事の定年）

第15条 役員のうち理事及び監事は就任時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。任期中に満75歳を迎えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。

（職務遂行）

第16条 評議員及び役員は、法令及び定款の定めに忠実に、不偏不党、公平を旨とし、善良なる管理者の注意を持ってその職務を遂行しなければならない。

第5章 特別委員会

（特別委員会）

第17条 この法人の特定の目的に対処するために、理事会の決議に基づき特別委員会を置く。

2 特別委員会は、表彰、倫理、年鑑・記録集編集、医・科学、障害者スポーツ大会運営の5委員会とする。

3 前項にあげたものの他、必要に応じて特別委員会を設ける事ができる。

（委員長及び委員）

第18条 特別委員会の委員長及び委員は、理事会において選任及び解任する。

2 委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとし、再任は妨げない。

第6章 経 理

（経費）

第 19 条 本協会の経理は次のもので支弁する。

- (1) 加盟団体分担金
- (2) 役員会費
- (3) 登録料（公認審判員・競技者）
- (4) 事業収入
- (5) 寄付金
- (6) 補助金
- (7) 広告協賛
- (8) 前号から生じる利息
- (9) その他の収入

2 役員会費及び登録料は、別にこれを定める。

3 広告協賛に関する規定については、別にこれを定める。

第 7 章 登 録

（登録）

第 20 条 本協会が実施する競技会等に参加するものは、審判員または競技者として登録する。
ただし、小学生以下のものについてはこの限りではない。

2 登録についての詳細は、別にこれを定める。

第 8 章 記録の公認

（公認競技会）

第 21 条 下記の条件を満たす競技会及び記録会（以下、競技会等という。）を公認競技会とする。記録の公認は、公認競技会で公式に発表されたものでなければならない。

- (1) 主催権を持つ団体（本協会、郡市陸協、学連、実業団）が主催者となっていること。
- (2) 公認競技場または、公認コースにおいて公認審判員のもとで運営されていること。
- (3) あらかじめ、本協会に『公認競技会開催申請書』が提出され、日本陸連に登録されている競技会であること。

（県内競技会）

第 22 条 公認競技会終了後、主催者から必要な書類の提出をもって本協会に申請がなされた記録を一括して公認する。なお、主催者は別に定める記録公認申請料を本協会に支払う。

（県外競技会）

第 23 条 本協会登録競技者が県外で行われた公認競技会に参加し、公式に発表された記録は公認となる。ただし、本県の記録として整理するためには、本協会に必要な書類をもって記録申請を行うものとする。

2 県外の競技会に参加するときは、本協会事務局へ県外競技会出場届けを提出する。

(記録公認申請)

第 24 条 記録公認に係る申請については、別に要項を定める。

第 9 章 県代表選手の決定

(県代表選手の決定)

第 25 条 1 国民体育大会の県代表選手は、理事会の決議により決定する。

2 都道府県対抗駅伝競走大会の県代表選手は、選考委員会により決定する。

第 10 章 表彰

(表彰規定)

第 26 条 本協会の発展に貢献のあったものに対して、理事会において定める規定により表彰する。

第 11 章 名義使用及び大会主管料

(主催名義)

第 27 条 主催権のない団体が本協会の目的達成に資する公認競技会を開催する場合、本協会の主催の名義使用を認めることができる。

(共催、後援名義)

第 28 条 加盟団体及び主催権のない団体が本協会の目的達成の資する競技会及び諸事業を行う場合には、共催、後援の名義使用を認めることができる。

(大会主管料)

第 29 条 第 27 条にある主催の名義使用を認めた場合、本協会は公認競技会の主管として大会運営に携わることができる。このとき、大会主管料を徴収することができる。

(名義使用等の規定)

第 30 条 本協会の名義使用並びに大会主管料の規定については、別にこれを定める。

第 1 2 章 補 則

(見舞い、弔意)

第 31 条 本協会役員に事故、病気及び死亡があった場合は、見舞い及び弔意を表すものとする。

(細則変更)

第 32 条 本細則は、理事会の決議によって変更することができる。

付則

本細則は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 1 月 2 5 日一部改訂

平成 2 9 年 1 月 2 9 日一部改訂

令和 3 年 5 月 2 2 日一部改訂

令和 5 年 5 月 2 0 日一部改正